

東京大学大学院医学系研究科遺伝情報学 特任助教（特定有期雇用教職員）募集要項

| | |
|--------|---|
| 職名及び人数 | 特任助教 1名 |
| 契約期間 | 2026年4月1日～2027年3月31日 |
| 更新の有無 | 更新する場合があり得る。(最終雇用期間満了予定日：2030年3月31日) 更新は年度毎で、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。 |
| 試用期間 | 採用された日から14日間 |
| 就業場所 | 大学院医学系研究科分子細胞生物学専攻遺伝情報学教室 (東京都文京区本郷7-3-1) 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられるることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。） |
| 業務内容 | ヒトオミクス情報の構築および情報解析、バイオインフォマティクス・遺伝統計解析とその実装に関する研究を行う。 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。） |
| 就業時間 | 専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。 |
| 休日 | 土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） |
| 休暇 | 年次有給休暇、特別休暇 等 |
| 賃金等 | 年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額30万円～50万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則55,000円／月まで） |
| 加入保険 | 法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入 |
| 応募資格 | 1) データ解析・プログラミング・計算機サーバーの管理に専門的知識と技術を有する方、もしくは同等の能力を有する方で、関連する分野もしくは医療分野での職務経験があることが望ましい。 2) ヒトゲノム・オミクス情報に対する興味があり、社会人としての常識、協調性をもち、周囲との友好関係を築けること。次世代シークエンス情報や疾患ゲノム情報の解析経験があることが望ましいが、なくても差支えはない。 3) 大学卒以上で、[業務内容]に関連する分野の専門的知識と技術を有する方。 |
| 提出書類 | 1) CV（様式任意） 2) 学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書（様式別紙のとおり） |
| 提出方法 | メールタイトルを「遺伝情報学教室特任助教応募」として、応募書類（PDF形式）を office-gi[at]m.u-tokyo.ac.jp まで送付してください。 ※お送りいただく際は、[at]を@に置き換えてください。 |
| 応募締切 | 2026年2月8日（日）※但し採用者が決定次第、募集終了 ※書類選考の上、合格者に対し面接試験を実施します。面接日時はメールで個別にお伝えします（1週間程度）。合否のお問い合わせはご遠慮ください。 |

| | |
|-------------|--|
| 問い合わせ先 | 東京大学大学院医学系研究科遺伝情報学教室 e-mail: office-gi[at]m.u-tokyo.ac.jp ※お送りいただく際は、[at]を@に置き換えてください。 |
| 募集者名称 | 国立大学法人東京大学 |
| 受動喫煙防止措置の状況 | 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり） |
| その他 | <p>1) 取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。</p> <p>2) 選考にかかる旅費は支給しません。</p> <p>3) 勤務条件の詳細は、東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程をご覧ください。 https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/kisoku_mokuj_j.html</p> <p>4) 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。</p> |

年　月　日

国立大学法人東京大学
選考担当者 殿

氏名

学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする 過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書

(本申告書について)

令和5年9月29日付け5文科高第958号「セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の更なる推進について」のとおり、文部科学省高等教育局長から各国立大学法人の長等宛の通知において、セクハラ・性暴力等の防止に向け、各大学において、学内規則の見直しや行為者への厳正な対処等の取組を一層推進するよう求められています。

その取り組みの一つとして、過去にセクハラ・性暴力等を行ったことを原因として懲戒処分等を受けた者が、その事実を秘匿して再び教員として採用されることは、新たな被害を生むことにつながりかねないことから、教員採用段階において、学生へのセクハラ・性暴力等を原因とする懲戒処分歴等を確認するよう依頼されています。

本学においても、学術の教育・研究の場である大学にふさわしい環境づくりを目指して、文科省通知の趣旨を鑑み、本申告書（同申告において「有」の場合は、その原因となった具体的な事由に関する別紙を含む。）をご提出いただきます。

なお、採用内定又は採用後に下記申告内容に重大な虚偽記載が発覚した場合には、内定取消しや懲戒解雇となることがあります。

選考においては、本申告を受けて十分に適切な採用判断を行うこととしており、申告の内容が直ちに選考に影響するものではありません。また、申告内容は選考以外の目的には使用せず、使用後は、個人情報の保護に関する法律及び関連法令に基づいて厳重に管理します。

(申告内容)

上記内容を確認のうえ、学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分について、下記のとおり申告します。

有

その原因となった具体的な事由を別紙のとおり申告します。

無

記載内容について事実に相違なく、採用内定又は採用後に上記申告内容に重大な虚偽記載が発覚した場合、内定取消しや懲戒解雇等になることがあることを理解いたしました。

署名（電子署名でも可）